

令和5年11月9日
5千地商観発第317号
改正 令和8年6月1日
8千地商観発第232号

(目的)

第1条 このポリシーは、千代田 CULTURE×TECH に関する情報発信媒体として、千代田区がエックス (X) を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)公式エックス 千代田区が設置・運用する千代田 CULTURE×TECH の情報発信用エックス
- (2)公式アカウント 公式エックスを設置・運用するために取得した権利、及びユーザー名
- (3)ポスト エックスに文章を投稿する行為、及び投稿された文章
- (4)リプライ 他のユーザーのポストに返信をすること
- (5)リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿すること
- (6)フォロー 他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録すること

(運営主体等)

第3条 公式エックスの運営主体は、千代田区とする。

- 2 産業企画担当課長は、公式アカウントの管理並びに公式エックスに関する情報の作成、発信及び更新の決定を行う。
- 3 産業企画担当課長は公式エックス管理者として、商工観光課職員及び千代田 CULTURE×TECH の運営に関する業務を受託した事業者を指定することができる。
- 4 前項の規定により公式エックス管理者として指定された者は、産業企画担当課長の指示により、公式エックスに関する情報の作成、発信及び更新を行う。ただし、産業企画担当課長が発信内容の重要性が軽微であり、かつ公式エックスの円滑な運用上必要と事前に認めた事項については、この限りでない。

(アカウント名及びユーザー名)

第4条 公式アカウントのアカウント名は千代田 CULTURE×TECH [公式] と、ユーザー名は @CCT_chiyoda とする。

千代田 CULTURE×TECH 公式 X 運用ポリシー

(ユーザー名及び URL の明示)

第5条 エックス上における、なりすまし行為及び事実と異なる情報の流布等を防止するため、千代田区公式ホームページ内に公式アカウントのユーザー名及び URL を明示する。

(公式アカウント運営主体、発信内容等の明示)

第6条 この運用ポリシーで定める公式アカウントの運営主体及び発信内容等を公式エックスのプロフィール欄に明示する。

(発信内容)

第7条 公式エックスでは、次に掲げる情報を発信する。

- (1)千代田 CULTURE×TECH に関連するイベント、セミナー及びシンポジウム等に関する情報
- (2)千代田 CULTURE×TECH の運営に関して産業企画担当課長が必要と認める情報

(リプライ、リポスト、及びフォローの制限)

第8条 公式エックスは、情報発信の手段として運用するため、原則として、千代田区のポストによる情報発信のみを行う。

- 2 リプライは原則行わない。ただし、公式ページの運用目的を達成するために産業企画担当課長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 他のユーザーが投稿した内容について、リポスト及びフォローは原則行わない。

(他のホームページとのリンク)

第9条 ポストに記載するリンクは、原則として千代田区公式ホームページ、千代田 CULTURE×TECH ホームページ及び千代田 CULTURE×TECH に関連するイベント情報等に関するページのみとする。ただし、公式ページの運用目的を達成するために産業企画担当課長が必要と認める場合は、この限りではない。

(免責事項)

第10条 公式エックスの運用にあたっては、以下を免責事項とする。

- (1)公式エックスの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2)ユーザーが公式エックスの掲載情報を利用又は信用したことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3)ユーザーにより投稿されたコンテンツについて、一切の責任を負わない。
- (4)ユーザー間若しくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザー又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5)第1号から第4号までのほか、公式エックスに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

千代田 CULTURE×TECH 公式 X 運用ポリシー

(6)このポリシーは、予告なく変更することができる。

(7)公式エックス内に表示される広告と公式エックスは一切関係なく、広告に関するいかなる責任も負わない。

(その他)

第 11 条 この運用ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は、産業企画担当課長が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和 5 年 11 月 14 日から施行する。

この運用ポリシーは、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。